

団体扱自動車保険のご案内

トータルアシスト自動車保険

家族の自動車保険料も割安になるとは知りませんでした！

団体扱契約は
一般契約に比べて

約 **20%**
割安!!^{*1}

*1 山梨県職員互助会員の団体扱割引は15%です。団体扱割引15%は、保険期間の始期日が2024年3月1日から2025年2月28日までの契約に適用されます。割引率は、団体の損害率等により毎年見直されます。団体扱一時払は一般契約一時払に比べて5%割安です。団体扱分割払は一般契約と異なり分割割増がかからないので約5%割安となります。
※上記割引率は、次のとおり、団体扱割引等を連算して算出しております。
団体扱割引15%と団体扱一時払割引5%を連算した場合、割引率は19.25%となります。
一時払の場合：1→{(1-団体扱割引・15%)×(1-団体扱一時払割引分・5%)}
分割払の場合：1→{(1-団体扱割引・15%)÷(1+一般契約分割割増分・5%)}

さらに！

ご家族の自動車保険を2台以上まとめて
ご契約(団体扱ミニフリート)^{*2}いただくと
保険料の割引が適用されます！

ご契約台数

2台

割引率

3% 割引

3台～5台

割引率

4% 割引

6台以上

割引率

6% 割引

ご契約できるパターン		契約者	配偶者*3	同居の親族	別居の扶養親族	別居の非扶養親族	左記以外
団体扱	記名被保険者の範囲	○	○	○	○	×	×
	車両所有者の範囲	○	○	○	○	×	×
団体扱 ミニフリート*2	記名被保険者の範囲	○	○	○	×	×	×

まずはお見積り！

ぜひこの機会に代理店にご相談ください。各種保険のご相談も承ります！
お気軽にご連絡ください。

*2 「団体扱ミニフリート」は、同一契約者名で2台以上の自動車を当社に団体扱で同時にご契約いただき「ノンフリート多数割引」を適用する契約方式です。各契約の始期日・保険期間・払込方法・取扱代理店が同じであることが条件となります。一部の特約を除き、始期日時点のご契約台数に応じて、上記割引率(ノンフリート多数割引)が適用されます。

*3 配偶者の定義についての詳細は、「パンフレット兼重要事項説明書」をご確認いただくか、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

【退職時のお取扱いについて】

現職時に本制度に加入された方は退職後も継続して本制度にご加入いただけます(退職事由を問いません)。
なお、退職者になられてからの新規での加入はできません。



ご注意

- 団体扱の対象となる方の範囲(契約者・記名被保険者・車両所有者)や団体扱特約失効時の取扱いについては、代理店までお問い合わせください。
- 現在のご契約を団体扱ミニフリートにまとめる際に、現在のご契約を解約していただく場合があります。また、解約返還保険料の計算が、現在のご契約が他の保険会社等の場合はケースによって「短期率計算」および「月割計算」、東京海上日動の場合は「月割計算」となることや、ノンフリート等級の進行時期の遅延等、お客様に不利益になることがあります。
- 「別居の扶養親族」が記名被保険者となるお車は、「団体扱」の対象ですが、「団体扱ミニフリート」の対象外となります。